

千葉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲夫

**千葉県公安委員会規則第7号**

**千葉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則**

千葉県暴力団排除条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第5条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改め、同条第4項中「旨を」を「旨を千葉県警察のホームページに掲載するとともに、」に、「当該掲示」を「当該措置」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県暴力団排除条例施行規則第5条第4項の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。